

令和2年度(令和元年分) 市民税 県民税 申告書

様分		整理番号	
長崎市長様	現住所	市 町 丁目 番(地) 号	
	令和2年 1月1日 の住所	業種又は職業	
提出年月日	フリガナ	電話番号	自宅・携帯・勤務先 ()
年 月 日	氏名	個人番号	
	生年 月 日	明・大・令 昭・平	世帯主の氏名
			世帯主との続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
	国民健康保険	円	
	介護保険	円	
	後期高齢者医療保険	円	
	源泉徴収票のとおり	円	
	合計	⑩	円
⑫ 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	⑨⑩ 旧生命保険料の計 円
	⑦①	円	⑨① 旧個人年金保険料の計 円
	⑦②	円	⑨②
	⑦③	円	⑨③
⑬ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	⑨④ 旧長期損害保険料の計 円
	⑨②	円	⑨④
⑭～⑮ 寡婦(寡夫)、 勤労学生控除	⑭ <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還)	⑮ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	
	⑯	⑰	
⑰ 障害者控除	1 氏名	障害の程度	<input type="checkbox"/> 同居 ⑰ <input type="checkbox"/> 別居 ⑰ 級度
	2 氏名	障害の程度	<input type="checkbox"/> 同居 ⑰ <input type="checkbox"/> 別居 ⑰ 級度
⑰～⑱ 配偶者控除 配偶者特別控除	フリガナ	生年月日	明・大 昭・平
	氏名	配偶者の 合計所得金額	⑰⑨ 円
⑲ 扶養控除	フリガナ	生年月日	明・大 昭・平
	氏名	同居・別居の 区分	同居 続柄 別居 続柄
	個人番号	控除額	万円
	フリガナ	生年月日	明・大 昭・平
⑳ 16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	フリガナ	生年月日	平・令
	氏名	同居・別居の 区分	同居 続柄 別居 続柄
	個人番号	控除額	万円
	フリガナ	生年月日	平・令
別居の扶養親族は、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計	

※裏面にも記入欄があります。

※添付書類はのりづけしないでください。

1 収入金額	事業	営業等	ア				円
	農業	業	イ				
	不動産	ウ					
	利子	エ					
	配当	オ					
	給与	カ					
	公的年金等	キ					
	その他	ク					
	短期	ケ					
	長期	コ					
一時	サ						
2 所得金額	事業	営業等	①				
	農業	業	②				
	不動産	③					
	利子	④					
	配当	⑤					
	給与	⑥					
	雑	⑦					
	総合譲渡・一時	⑧					
	合計	⑨					
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑩					
	小規模企業 共済等掛金控除	⑪					
	生命保険料控除	⑫					
	地震保険料控除	⑬					
	寡婦(寡夫)控除	⑭					
	勤労学生控除	⑮～⑯					
	配偶者控除	⑰					
	配偶者特別控除	⑱					
	扶養控除	⑲					
	基礎控除	⑳					
⑩から⑳までの計	㉑						
雑損控除	㉒						
医療費控除	㉓						
合計	(㉑)+(㉒)+(㉓)	㉔					

※ 地方税法附則第4条の4(医療費控除の特例)の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

※ 「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

㉒ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉓ 医療費控除	支払った医療費等	円	⑥① 保険金などで補てんされる金額 円
	⑥①	円	⑥①

市民税課 使用欄	本人該当						控配		青色	
	寡婦(特)	寡夫	未成年	勤学	特障	普通	均のみ	一般		老人
	特定	(内)同・老	老人	一般	(内)同・特	特別	普通	扶養親族		

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票のない方は記入してください。

月	日	給 円	勤務 日数	月 収 円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等				円
合 計				円
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除	所得金額 (収入金額-必要経費- 青色申告特別控除)
		円	円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費	所得金額 (収入金額-必要経費)
		.	円	円	円
		.			
		.			
		.			
国外株式等に係る外国所得税額					

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額 (収入金額-必要経費)
		円	円	円
合 計				

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ 円
一時						ハ 円
ニ 合計イ+[(ロ+ハ)×1/2]						

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。
右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ		続柄		生年月日	明・大 昭・平	専従者給与(控除)額	
1 氏名							
個人番号						従事月数	
フリガナ		続柄		生年月日	明・大 昭・平	専従者給与(控除)額	
2 氏名							
個人番号						従事月数	
フリガナ		続柄		生年月日	明・大 昭・平	専従者給与(控除)額	
3 氏名							
個人番号						従事月数	
所得税における青色申告の承認の有無							承認あり・承認なし
合計額							⑨6

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日	
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事業所等		

12 別居の扶養親族に関する事項

フリガナ		個人番号		住所	
1 氏名					
フリガナ		個人番号		住所	
2 氏名					
フリガナ		個人番号		住所	
3 氏名					

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	⑨7	円
株式等譲渡所得割額控除額	⑨8	円

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	⑨6	円
住所地の共同募金会、日赤支部等・都道府県 市区町村(特例控除対象以外)	⑨7	
条例指定	長崎県	⑨8
	長崎市	⑨9

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

令和 2 年度 市民税 県民税 申告受付書

●郵送申告で、この受付書の返送を希望される方は、下の□に✓をつけてください。✓がない場合は、返送いたしません。
〔 □ 返送を希望する 〕



(受付印が押印されている場合は受付済です。)

注意事項

- ◎郵送で申告された場合、提出された資料(源泉徴収票・控除証明書等)は返却できません。原本が必要な方は、写しを添付してください。
- ◎この受付書はご本人様の控えとなりますので、大切に保管してください。

長崎市役所 市民税課

〒850-8685

長崎市桜町 2 番 22 号 (本館 2 階)

電話 代表 095 (822) 8888
内線 2467~2475
直通 095 (829) 1427

◎市民税・県民税の計算方法

注 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。



扶養親族が同居老親である場合には7万円を控除額に加算する。

生命保険料控除 (限度額70,000円)

支払額	控除額
12,000円以下	全額
12,001円～32,000円	1/2+6,000円
32,001円～56,000円	1/4+14,000円
56,000円超	28,000円
15,000円以下	全額
15,001円～40,000円	1/2+7,500円
40,001円～70,000円	1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

地震保険料控除 (限度額25,000円)

種類	支払額	控除額
(1) 地震保険料	50,000円以下	全額
	50,000円超	1/2
(2) 旧長期損害保険料 ※	5,001円～15,000円	全額
	15,000円超	1/2+2,500円

配偶者控除及び配偶者特別控除

納税者本人の所得額	控除額	
	900万円以下	900万円超
配偶者控除	33万円	22万円
配偶者特別控除	38万円	22万円
配偶者特別控除	90万円以下	31万円
配偶者特別控除	90万円超	21万円
配偶者特別控除	95万円超	18万円
配偶者特別控除	100万円以下	14万円
配偶者特別控除	105万円以下	11万円
配偶者特別控除	110万円超	11万円
配偶者特別控除	115万円以下	11万円
配偶者特別控除	115万円超	11万円
配偶者特別控除	120万円以下	9万円
配偶者特別控除	123万円以下	7万円
配偶者特別控除	123万円超	7万円

市民税・県民税の税率

市	県	合計
6%	4%	10%

均等割額

市民税	県民税
3,500円	2,000円

※ 県民税のうち500円は、森林の保全を目的とした「なごき森林課税」です。

※ 平成26年度から令和5年度までの間、東日本大震災からの復興に関し、地域の防災に役立てるため、市民税、県民税の均等割にそれぞれ500円が加算されています。